

労働安全衛生規則の一部を改正する省令について

1 改正の背景

(1) 労働者に危険を及ぼすおそれのある機械のストローク端については、工作機械についてその危険を防止するため覆い等を設けることが規定されている(則第 112 条)が、移動するテーブルを有するプレス(タレットパンチプレス)のテーブルと建物設備等の間に挟まれる死亡災害などが見られ、また、それ以外の機械においても同様の災害が見られることから、工作機械以外の機械に対してもストローク端による危険を防止する必要がある。

(2) プレスブレーキ^(注1)による危険の防止については、技術の進展により新たな種類の安全装置が開発され、欧州規格(EN 規格)においてもプレスブレーキ専用の安全装置の要件が整備されていることから、この新しい安全装置を使用する際の安全措置の実施が適切に行われるよう、規定の見直しが必要となっている。

(注1)主として、長板の曲げに使用する構造をもつプレス

(3) 手払い式安全装置^(注2)は比較的簡便な安全装置であるが、足踏みでスライドを起動し、手を払いきれずに挟まれる災害が見られることから、原則使用禁止とすることが必要となっている。また、主要国においても、このような安全装置の使用を認めていない。

(注2)スライドの下降に連動し、防護板などで危険限界内にある身体の一部を払いのけることによって安全を図る装置

2 改正の内容**(1) 機械のストローク端による危険防止(第108条の2)**

稼働するテーブル等のストローク端が労働者に危険を及ぼすおそれのある機械について、工作機械以外であっても、当該危険を防止する措置を講じなければならないことを規定すること。

(2) プレスブレーキ用の新たな安全装置への対応(第131条)

プレスブレーキ用レーザー式安全装置の設置、使用にあつては、スライドの速度を低速度(10mm/s 以下)とすることができ、操作している間のみスライドが作動させることができるプレスブレーキに設置し、使用しなければならないこととすること。

(3) 手払い式安全装置の原則使用禁止(第131条及び附則)

手払い式安全装置は原則使用禁止とするが、当分の間、両手操作式の一定スピード以下で作動することなどのプレス機械に取り付ける場合に限り使用することができることとすること。

※(2)及び(3)については、安全装置の構造要件を規定している「プレス機械及びシャーの安全装置構造規格」(昭和 53 年労働省告示第 102 号)において、当該安全装置の安全要件の見直しも予定

3 公布、施行予定日

平成 23 年 1 月公布(予定)、7 月 1 日施行(予定)

労働安全衛生規則の一部改正について

1 ストローク端による危険の防止(第108条の2)

<< 現 状 >>

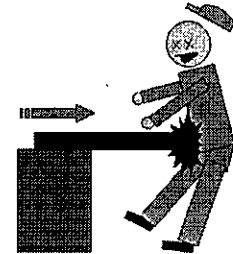
機械のストローク端による危険防止措置は、工作機械を対象に規制(第112条)

<< 課 題 >>

機械の高機能化により、工作機械以外の機械のストローク端による死亡災害も散見

<< 対応案 >>

当該リスクを有する機械に対し、ストローク端による危険防止措置を講じることを規定



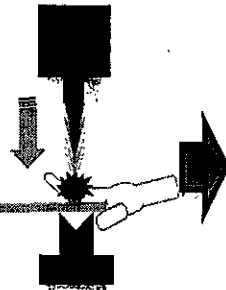
2 プレス等による危険の防止(第131条及び附則)

<< 現 状 >>

①プレス機械については、スライドによる危険防止措置を講じることとなっている。(第131条)

<< 課 題 >>

プレスブレーキにおいては、作業効率性のため、安全装置を設置せずに被災する割合が高い。
一方、プレスブレーキの作業特性を考慮した新たな専用の安全装置が開発されている。



<< 対応案 >>

プレスブレーキ用レーザー式安全装置が適切にプレス機械に設置、使用される要件を規定する。
例えば、スライドの速度を安全な低スピードに維持することができるプレスブレーキに設置することなど。



レーザー式安全装置

②プレス機械の安全装置の一種として手払い式安全装置も使用可

手払い式安全装置では、足踏みでスライドを起動し、手が払いきれずに被災する災害が散見。
主要国でも、このような安全装置の使用を認めていない。

手払い式安全装置については、原則使用禁止にし、当面の間、一定の両手操作式のプレス機械に取り付ける場合に限り使用可とする。

